

平成 29 年度

幼稚園等初任者研修実施要領等

- 1 幼稚園等初任者研修実施要領
- 2 幼稚園等初任者研修年間研修計画
- 3 幼稚園等初任者研修に係る研修指導員取扱要領
- 4 幼稚園等初任者研修の関係法令

岩手県教育委員会

幼稚園等初任者研修実施要領

(目的)

第1 幼稚園等初任者研修は、幼稚園、特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚園等」という。）及び幼保連携型認定こども園の初任者に対して、教育公務員特例法の規定に基づき、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

(対象)

第2 幼稚園等初任者研修の対象となる教員は、次に掲げる者（教育公務員特例法施行令の一部を改正する法令（平成26年政令第31号）附則第2項に規定する者を除く。）とする。

- (1) 市町村立の幼稚園の教諭に新たに採用された者
- (2) 公立の特別支援学校の幼稚部の教諭に新たに採用された者
- (3) 市町村が設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭に新たに採用された者

2 県教育委員会又は市町村教育委員会（初任者の所属する幼稚園を所管する教育委員会をいう。以下同じ。）は、その所管する幼稚園等の初任者について、年間研修計画に従い、一年間の研修をするものとする。

(研修)

第3 幼稚園等初任者研修において実施する研修は、次の表のとおりとする。

研修の種類	日数	研修実施機関	研修対象者
1 園内研修	10	初任者 所属幼稚園等	所属幼稚園等の初任者
2 園外研修	(1) センター研修Ⅰ	2	県教育委員会
	(2) センター研修Ⅱ	3	県教育委員会
	(3) センター研修Ⅲ	3	県教育委員会

※ ただし、市町村が設置する幼保連携型認定こども園の園内研修については、設置者の判断により実施するものとする。

(運営協議会)

第4 次の事項について協議を行うため、県教育委員会に、幼稚園等初任者研修運営協議会を設置する。

- (1) 年間研修計画
- (2) その他幼稚園等初任者研修の実施上の諸問題

2 幼稚園等初任者研修運営協議会の組織、運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

(年間研修計画)

第5 県教育委員会は、第3の表に掲げる研修について、年間研修計画を作成するものとする。

(年間指導計画)

第6 市町村教育委員会（県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長）は、県教育委員会が作成した年間研修計画に基づき、当該幼稚園等における年間指導計画を作成するものとする。

2 市町村教育委員会（県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長）は、年間指導計画を作成した場合は県教育委員会に提出するものとする。この場合において、市町村教育委員会にあっては、当該市町村を所管する教育事務所を経由するものとする。

(指導報告書)

第7 市町村教育委員会(県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長)は、年間指導計画の実施結果を取りまとめ、県教育委員会に報告するものとする。この場合において、市町村教育委員会にあっては、当該市町村教育委員会を所管する教育事務所を経由するものとする。

(研修指導員による指導等)

第8 県教育委員会は、第3の表に規定する園内研修を実施するため、初任者の所属する幼稚園等に、研修指導員を派遣するものとする。初任者1人に研修指導員1人を派遣するものであるが、同一幼稚園等に複数の初任者が配置されている場合や初任者の保育経験等の状況により、研修指導員の派遣人数及び派遣時間を減らすことができるものとする。

- 2 研修指導員は、園長(県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長。以下同じ。)等の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対する指導及び助言を行うものとする。
- 3 研修指導員は、園長等の指導の下に、年間を通じて系統的、組織的な研修が行われるようにならなければならない。
- 4 研修指導員の派遣等に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

(実施体制等)

第9 県教育委員会は、幼稚園等初任者研修の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(補 則)

第10 この要領に定めるものの他、幼稚園等初任者研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

幼稚園等初任者研修年間研修計画

初任者は、1年間、園内において、研修指導員の指導の下に研修を受けるとともに、園外においては、県教育委員会が計画し、実施する研修を受けるものとする。

本年度の研修計画は、幼稚園等初任者研修実施要領第5の規定により、次の通りとする。

1 研修内容

(1) 園内研修（年間10日間）

初任者が所属する幼稚園等において作成する年間指導計画に基づき、保育等に関する具体的な研修を行うとともに、事務処理や幼稚園教育全般について実地に即した研修を行う。

(2) 園外研修（年間8日間）

教員としての保育指導のうち基礎的理論や指導法及び実技に関する研修及び現代的教育課題に対応した基礎的理論等に関する研修を行う。

2 研修全体計画（別紙1）

3 年間研修計画

○ 園内研修（10日間）

所属園等の園長は、「年間研修項目例」（別紙2）を参考の上、年間指導計画書を作成し、実施する。

○ 園外研修（8日間）

(1) センター研修Ⅰ（2日間）

幼稚園教育の現状と課題及び幼稚園教育の基本的な内容について理解を深めさせるとともに、教員としての実践的指導力を育成する。

研修内容	講師
・講話 初任者に望むこと	義務教育課長
・講義 幼児教育の現状と課題	指導主事等
・講義 幼児教育の基本	指導主事等
・研究協議 保育指導上の課題	研修指導主事等
・講義と演習 保育に生かすカウンセリングの基礎・基本	研修指導主事等
・講義と参観 教師の役割と保育指導の実際	園長等
・演習 保育参観から学んだこと	研修指導主事等
・講義と演習 指導計画作成の基本	研修指導主事等
・講義と演習 保育に生かす絵本と手遊び	研修指導主事等

(2) センター研修Ⅱ（3日間）

主体的に研修する態度を養うとともに、講義や演習等を通して、幅広く教育的経験を得させ、幼稚園教員としての実践的指導力を高める。

研修内容	講師
・講義と演習 充実した園生活のための環境構成と援助の在り方	研修指導主事等
・研究協議 保育指導上の課題と解決に向けて	研修指導主事等
・講義と演習 特別な支援を必要とする子どもたち	研修指導主事等
・講義と演習 育ち合いを促す保育の進め方	研修指導主事等
・講義と演習 幼児の絵の見方・教材等の作成	研修指導主事等
・講義と演習 保育記録の整理と評価	園長等
・講義と演習 発達に応じた運動的な遊び	教諭等

(3) センター研修Ⅲ（3日間）

保育記録や指導要録等についての理解を深めるとともに、保育参観や研究協議等を通して、自己の保育を振り返り、よりよい保育を求めて自己研修に努める姿勢を養う。

研修内容	講師
・講義と演習 指導要録の概要・記載の実際	指導主事等
・研究協議 幼児理解と指導援助の視点	研修指導主事等
・講義と演習 豊かな感性や表現する力を養う音楽的な遊び	研修指導主事等
・講義と参観 充実した園生活のための環境構成・援助の実際	園長等
・演習 保育参観から学んだこと	研修指導主事等
・講義と演習 幼児理解に基づく指導援助の在り方	園長等
・講義と演習 幼児理解に基づいた指導計画の作成	研修指導主事等
・実践発表 保育指導の実際	研修指導主事等

4 研修の運営

(1) 園内研修

当該幼稚園等が計画し、実施する。

(2) 園外研修

県教育委員会が計画し、実施する。

5 幼稚園等初任者研修年間指導計画書及び指導報告書

関係幼稚園等の園長は、当該幼稚園等における年間指導計画書（様式1）及び年間指導報告書（様式2）を作成し、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、市町村立幼稚園にあっては所管する教育委員会、教育事務所を経由するものとする。

(1) その年度の4月末日までに提出するもの（平成29年5月2日（火））

幼稚園等初任者研修年間指導計画書 <様式1>

(2) その年度の2月末日までに提出するもの（平成30年2月28日（水））

幼稚園等初任者研修年間指導報告書 <様式2>

平成29年度

幼稚園等初任者研修全体計画

園内研修

(10日間)

所属園等の
指導計画による
園内研修

センター研修I

(2日間)

平成29年
5月31日(水)
～6月1日(木)

<会場>
県立総合教育
センター
幼稚園

園外研修

(8日間)

センター研修II

(3日間)

平成29年
8月8日(火)
～8月10日(木)

<会場>
県立総合教育
センター
幼稚園

センター研修III

(3日間)

平成29年
10月25日(水)
～10月27日(金)

<会場>
県立総合教育
センター
幼稚園

幼稚園年間研修項目例

	園内研修	園外研修
基礎的要素	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園の教育目標とその具現化 ○ 地域の理解と活用 ○ 園務分掌 ○ 健康安全教育の進め方 ○ 給食指導 ○ 自然体験研修 ○ 社会体験研修 ○ 幼稚園の組織と運営 ○ 幼稚園の教育環境づくり ○ P T A組織と運営 ○ 実践的研究の進め方 ○ 教員の研修と自己成長 ○ 園内研修会への対応 ○ 幼稚園行事への取り組み方 ○ 特別な支援を必要とする幼児への指導 ○ 家庭や地域社会との連携 ○ 復興教育 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育の現状と課題 ○ 幼児教育の基本 ○ カウンセリングの基礎・基本 ○ 特別な支援を必要とする子どもたち ○ 教師の役割と保育指導の実際 ○ 発達に応じた運動的な遊び ○ 充実した園生活のための環境の構成と援助の在り方 ○ 幼児理解に基づく指導援助の在り方 ○ 実践発表 <p style="text-align: right;">等</p>
教育課程(指導計画)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 週案、日案の作成の方法 ○ 指導の実際 ○ 遊びや生活の仕方の指導の実際 ○ 行事の考え方と実際 ○ 園具、教具等の工夫 ○ 保育の展開と反省・評価 ○ 1学期の学級経営の反省 ○ 2学期の学級経営の計画 ○ 2学期の学級経営の評価 ○ 3学期の学級経営の計画 ○ 1年間の学級経営の評価と次年度の計画 ○ 諸帳簿の記入の仕方 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導計画作成の基本 ○ 幼児理解に基づいた指導計画の作成 ○ 保育記録の整理と評価 ○ 保育参観から学んだこと ○ 幼児理解と指導援助の視点 ○ 豊かな感性や表現する力を養う音楽的な遊び ○ 保育指導上の課題と解決に向けて <p style="text-align: right;">等</p>
学級経営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級経営案の作成 ○ 学級事務の進め方 ○ 保護者の理解と家庭との連携の在り方 ○ 保護者会の進め方 ○ 教室環境の整備 ○ 家庭訪問の仕方と実際 ○ 家庭連絡ノートの活用と作成 ○ 学級集団の指導 ○ 学級通信の作り方 ○ 保護者と面談の進め方 ○ 子育て支援の在り方 ○ 年度末の学級事務処理の仕方 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育ち合いを促す保育のすすめ方 ○ 幼児の絵の見方・教材等の作成 ○ 保育に生かす絵本や手遊び ○ 保育指導上の課題 ○ 保育記録の整理と評価 ○ 指導要録の概要・記載の実際 <p style="text-align: right;">等</p>
幼児理解等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児の理解と指導の実際 ○ 幼児理解の方法 ○ 幼児の実態把握 ○ 幼児理解の実際 ○ 幼児理解に基づいた援助の在り方 ○ 教師と幼児の人間関係づくり ○ 幼児教育における評価の考え方 ○ 保育記録のとり方と指導要録の記入の実際 ○ 遊びや行動のよみとりの研究 ○ 問題行動に関する事例研究 ○ カウンセリングマインドを生かした教育相談の進め方 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児理解と指導援助の視点 ○ 指導要録の概要・記載の実際 ○ 教師の役割と保育指導の実際 ○ 幼児理解に基づく指導援助の在り方 ○ 充実した園生活のための環境の構成と援助の実際 ○ 保育参観から学んだこと ○ 保育指導の実際 ○ 保育記録の整理と評価 <p style="text-align: right;">等</p>

<年間研修項目例利用に当たっての留意事項>

- 1 4領域に分けて研修項目例を示しているが、研修項目を設定するに当たっては、必要に応じて領域間の統廃合を行ったり、加除したりする等、地域や幼稚園、研修者の実情（経験年数、課題意識等）に応じて適切な計画を立てるよう工夫すること。
- 2 研修项目的実施に当たっては、それぞれの内容に応じて適切な所要時間を設定すること。

<様式1>

幼稚園等初任者研修年間指導計画書

市町村名 _____
幼稚園等名 _____
園長名 _____ 印

1 初任者氏名

2 研修指導員 住所・氏名

3 計画作成上の留意事項

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

4 年間指導計画

月	日	指導内容	日数	指導形態・資料等	備考
			合計 日		

(A 4)

<様式2>

幼稚園等初任者研修年間指導報告書

市町村名 _____

幼稚園等名 _____

園長名 _____

印

1 初任者氏名

2 研修指導員 住所・氏名

3 指導の概要

月	日	指導内容	日数	指導形態・資料等	成果及び課題
			合計 日		

4 成果と課題

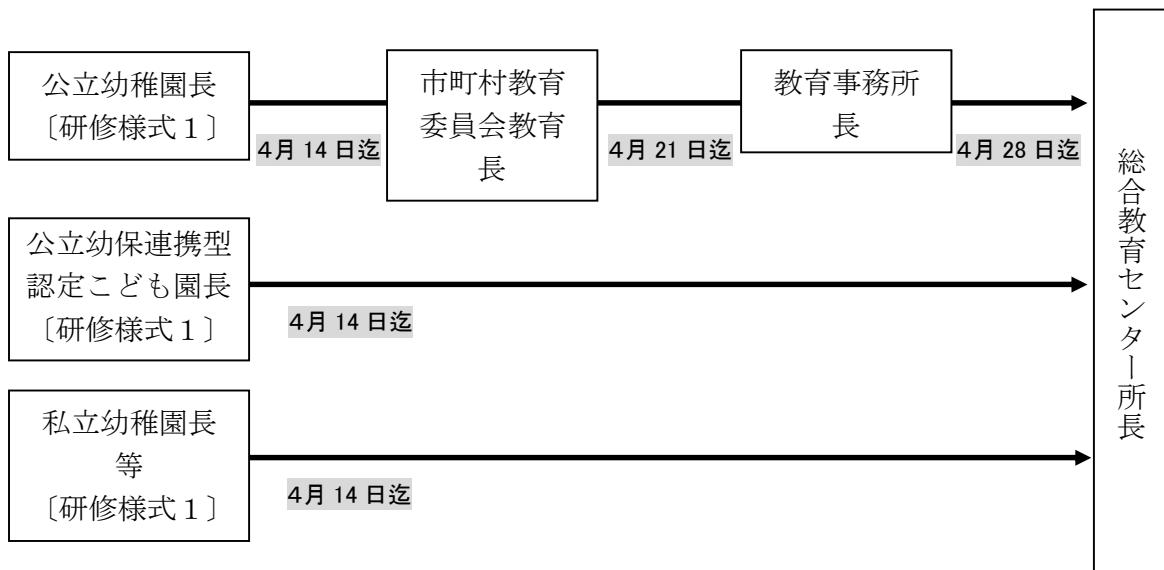
園外研修の申し込み方法等について

1 受講について

- ・公立幼稚園教諭及び公立幼保連携型認定こども園保育教諭は、悉皆研修（該当者は全員）とし、全講座を受けること。
- ・私立幼稚園教諭等は、園長等の判断による希望研修とするが、可能な限り全講座を受けることが望ましい。園の事情等により、全講座を受けることができない場合は、4年の範囲内で分散して受講することができる。

2 申し込み方法

公立幼稚園長は、所管する市町村教育委員会教育長あてに平成29年4月14日（金）までに、公立幼保連携型認定こども園長及び私立幼稚園長等は、直接総合教育センター所長あてに平成29年4月14日（金）までに提出すること。



3 その他

- ・様式は、岩手県教育委員会発行の「教職員研修の手引」の〔研修様式1〕を用いること。
- ・〔研修様式1〕の「講座番号」及び「講座名」の欄には、受講する全ての講座を記入すること。（1人の受講者につき1枚）
- ・決定通知は、上記の手続き完了後、講座開始2週間前には本人宛通知するものであること。
- ・申し込み及び問い合わせ先

岩手県立総合教育センター 〒025-0395 岩手県花巻市北湯口 2-82-1 0198-27-2711(代)

【幼稚園等初任者研修講座担当】

企画担当 TEL 0198-27-2833 FAX 0198-27-3562

幼稚園等初任者研修に係る研修指導員取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、幼稚園等初任者研修実施要領（平成4年3月31日付け教指第1252号教育長決裁。以下「初任研要領」という。）第8第4項の規定に基づき、幼稚園等初任者研修に係る研修指導員の任用、給与その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(任用手続)

第2 県教育委員会は、初任研要領第3の規定による園内研修を実施する場合において必要なときは、研修指導員を任用するものとする。

2 県教育委員会は、前項の規定により研修指導員を任用し、教育事務所又は県立の特別支援学校に勤務を命ずるものとする。

(派遣の取扱い等)

第3 市町村教育委員会は、県教育委員会に研修指導員の派遣を要請しようとするときは、研修指導員派遣申請書（様式第1号）を、当該市町村を所管する教育事務所を経由して県教育委員会に提出するものとする。

2 県教育委員会は、市町村教育委員会の要請に応じ、園内研修の実施日に研修指導員を初任者の属する幼稚園に派遣するものとする。

3 市町村教育委員会は、研修指導員の毎月の勤務状況を、翌月2日までに研修指導員勤務状況報告書（様式第2号）により、教育事務所に報告するものとする。

(任用期間)

第4 研修指導員の任用期間は、県教育委員会により任用された日から当該任用された日の属する年度の3月31日までの間において、県教育委員会が定める日までの期間とする。

(給与等)

第5 研修指導員の給与は報酬とし、その額は、勤務1時間につき、2,510円とする。

2 研修指導員の報酬は、1月の勤務実績に基づき、翌月15日に支給するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その翌日以降の日であって15日最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

3 研修指導員が勤務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。その場合においては、行政職給料表の2級の職にある者に対して支給される旅費の額に相当する額を支給するものとする。

(勤務日)

第6 研修指導員の勤務日は、週4日以内で所属長が定める日とする。

(勤務時間)

第7 研修指導員の勤務時間は、1日7時間以内で所属長が定める時間とする。ただし、1週間にについて28時間を超えてはならない。

2 研修指導員には、時間外及び休日には勤務を命じないものとする。

(休暇)

第8 研修指導員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 休暇の取扱いについては、非常勤職員人事事務取扱要領（昭和54年3月22日付け教総第370号教育長通知）の例による。

(服務)

第9 研修指導員の服務については、常勤職員の例による。

(分限及び懲戒)

第 10 研修指導員の分限及び懲戒については、常勤職員の例による。

(公務災害補償)

第 11 研修指導員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）又は県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年岩手県条例第 35 号）の定めるところによる。

(費用負担)

第 12 市町村教育委員会が所管する幼稚園等に派遣される研修指導員に係る報酬及び費用弁償は、県教育委員会が負担し、支給する。

(補 則)

第 13 この要領により難い事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

<様式第1号> (第3関係)

第 年 月 号

岩手県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会



研修指導員派遣申請書

幼稚園等初任者研修に係る園内研修を実施するため必要なので、研修指導員の派遣を下記のとおり申請します。

記

幼稚園等の名称	
派遣を受けたい日	園内研修実施予定日 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日
摘要	

備考：初任者の所属する幼稚園ごとに別葉とすること。

(A 4)

<様式第2号> (第3関係)

第 年 月 号

教育事務所長 様

市町村教育委員会



研修指導員勤務状況報告書

月分

氏名		
幼稚園等の名称		
勤務の状況	派遣を受けた日(曜日)	園内研修に従事した時間
	日()	時間
	日()	時間
	日()	時間
計	日	時間
特記事項		

(A4)

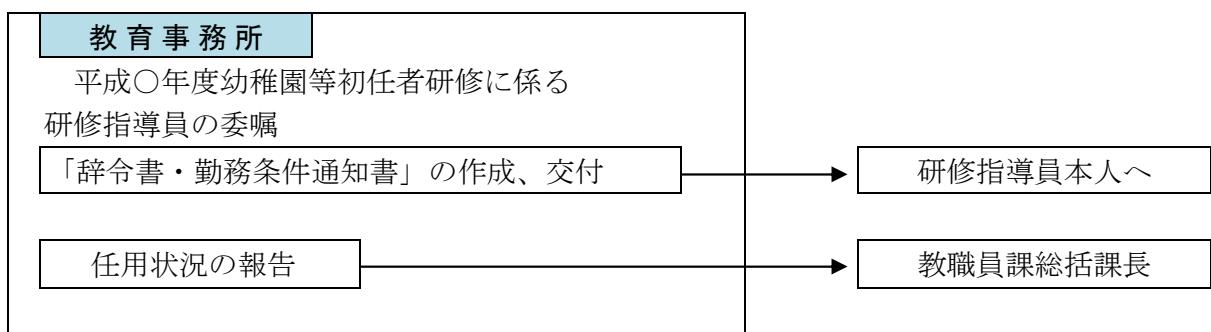
幼稚園等初任者研修に係る研修指導員任用のための確認事項

1 任用上の注意

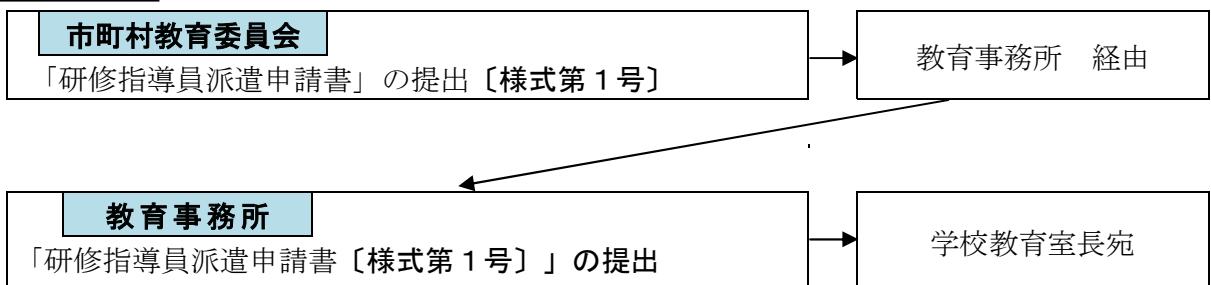
- 任用： 「幼稚園等初任者研修に係る研修指導員取扱要領」第2により県教育委員会（教育事務所）が任用し、同第2第2項により教育事務所に勤務を命ずる。
したがって、辞令は「研修指導員」として委嘱し、「教育事務所勤務を命ずる」ことになる。
なお、研修指導員は健康診断を受けること。
- 派遣： 「幼稚園等初任者研修に係る研修指導員取扱要領」第3第2項により、園内研修の実施日に幼稚園等に派遣する。
したがって、県教育委員会から幼稚園等に派遣するものであり、市町村との派遣契約はせず、協定書の作成は行わない。
(小・中学校の初任者研修の非常勤講師の場合とは異なる。)
なお、辞令にも市町村への派遣の記述は行わない。

2 任用手続き

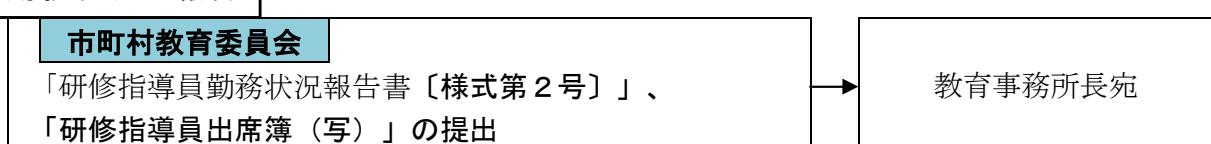
○ 委嘱



○ 派遣申請



○ 勤務状況の報告



◇ 幼稚園等初任者研修の関係法令

○ 教育公務員特例法

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2～3（略）

附則（平成24年8月22日 法律第67号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭または保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項の後段の研修に協力しなければならない。

3 第十二条第一項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については適用しない。

○ 教育公務員特例法施行令

附則（平成26年2月13日 政令第31号）

この政令は、地方公務員法の一部を改正する法律（平成25年11月法律第79号）の施行の日（平成26年2月21日）から施行する。

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

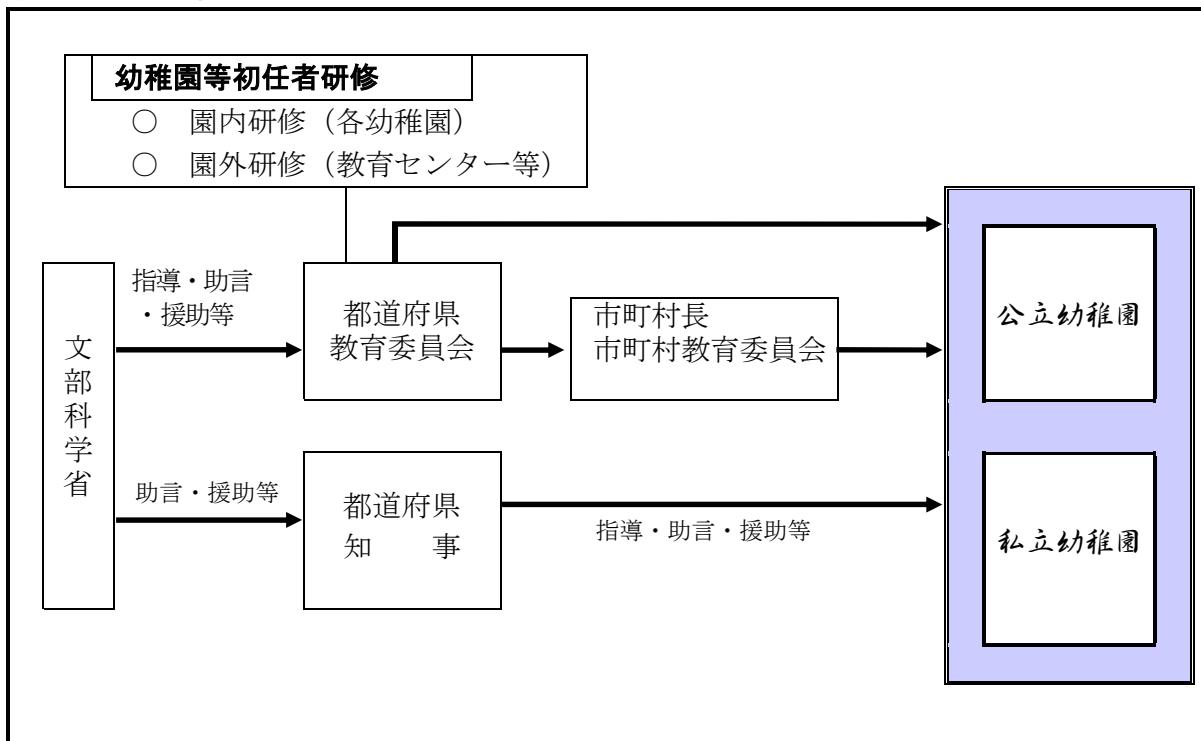
一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの。

三（略）

3～4（略）

◇ 幼稚園等初任者研修と行政の仕組み



※子ども・子育て支援新制度により、幼保連携型認定こども園保育教諭の初任者研修については、実施主体の保健福祉部が規定している。そのうち、園外研修において、県教育委員会が実施する研修に参加する規定となっているものである。